

## 「ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託」に係る質問及び回答について

令和7年4月21日時点

No.	質問項目	質問内容	回答
1	公募要領 第4 評価に係る事項 2 評価会議 (4) 注意事項	プレゼンテーションは、書面資料での発表か、スライド機材を使用したパワーポイントでの発表かを教えてください。	書面（企画提案書）のみを用いてプレゼンテーションを行っていただきます。スライド機材等を使用することはできません。
2	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS 等での広報・啓発業務 (1) SNS 広告の配信	メタ広告(Instagram)、YouTube 広告に係る広告費も予算として組み入れてよいでしょうか。	Instagram、YouTubeをはじめ、各種 SNS に広告を出稿するための費用は、積算に含めていただいております。
3	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS 等での広報・啓発業務 (1) SNS 広告の配信	広告の視聴回数が 30 万回以上となるよう設定することとされていますが、これは複数の SNS における視聴回数の合計が 30 万回ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS 等での広報・啓発業務 (1) SNS 広告の配信	広告の視聴回数が 30 万回以上となるよう設定することとされていますが、岐阜県の 20 代～30 代の人口（2020 年時点）は 35 万人であり、30 万回再生となると、ほぼ全員が動画を見ることで達成する数字です。 これが成果物の条件と認識してよろしいでしょうか。	広告配信の主なターゲットは、県内に在住・在勤する 20～40 代の者としていますが、20～40 代以外の者も対象に含める形で配信することも可能です。 また、上記 No. 3 のとおり、30 万回は複数の SNS での視聴回数の合計ですので、業務の趣旨・目的を踏まえ、広告を配信する SNS の種類、ターゲット・視聴回数の設定方法等をご提案ください。

No.	質問項目	質問内容	回答
5	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS等での広報・啓発業務 (1) SNS広告の配信	広告の視聴回数が30万回以上となるよう設定することとされていますが、Instagramの場合、フィードとリールは同じ扱いになるのでしょうか。	Instagramへの広告出稿を行う場合は、フィードへの配信数とリールへの配信数は、同列に扱います。
6	仕様書 第4 委託業務の内容	芸能人に出演を依頼した場合、毎年著作権利用料・ロイヤリティが発生する場合があります。ロイヤリティ(ライセンス料)については、毎年県が負担するという認識でよいでしょうか。	制作する動画、チラシ等については、県が次年度以降も追加の費用負担なしで使用できるよう、必要な権利処理を行った上で納品いただきます。
7	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS等での広報・啓発業務 (1) SNS広告の配信	広告の視聴回数が30万回以上となるよう設定することとされていますが、制作する動画は未来永劫残るものになります。その場合、例えば2030年12月末日までに再生回数が30万回達成すればよいと判断してよいでしょうか。	令和7年11月のケアラー支援推進月間を中心に、委託業務の期間内(契約日から令和7年12月31日まで)において、30万回以上(※)の表示が見込まれる設定での広告出稿を求めるものです。 このため、実際に30万回の再生を保証するところまでを求めるものではありませんが、委託業務の期間外における回数を計上することはできません。 (※) 回数は、広告を出稿する全てのSNSにおける表示回数の合計
8	仕様書 第4 委託業務の内容	医師・看護師・介護士・ケアマネージャーなど、現場の声を反映したリアリティあるコンテンツ制作が求められていると認識しています。現場の医師、介護士、看護師等へのヒアリングを行い、その意見を動画に反映することは推奨されますか。	本件プロポーザルにおいては、有識者等への意見聴取を行うか否かも含め、動画・チラシの制作手法や具体的な実施計画をご提案いただくこととしています。

No.	質問項目	質問内容	回答
9	仕様書 第4 委託業務の内容	社会的に問題になっているのは、子どものケアラーであることから、今回の動画において、ヤングケアラーを主役としてもよいでしょうか。	制作する動画の内容等については、本件プロポーザルにおいて、ご提案いただくこととしています。
10	仕様書 第4 委託業務の内容	上記 No. 4 で、広告のターゲットは岐阜県に限定しなくてもよいとされていますが、県内での知名度が高い方を起用した方がよいのでしょうか。	上記 No. 4 では、広告出稿の対象とする世代について、20～40 代に限定しない旨を回答したものであり、広報啓発の対象は、県内に在住・在勤する者としていただく必要があります。 また、制作する動画・チラシの内容等については、本件プロポーザルにおいて、ご提案いただくこととしています。
11	仕様書 第4 委託業務の内容 3 SNS 等での広報・啓発業務 (1) SNS 広告の配信	広告の視聴回数が 30 万回以上と記載がありますが、「視聴回数」ではなく、「表示回数」の認識で間違いはないでしょうか。	仕様書中、「視聴回数」とあるのは、「表示回数」とお考えいただいて構いません。
12	仕様書 第4 委託業務の内容 2 啓発チラシ制作・送付業務 (2) チラシの納品	2 種類のチラシに対して納品形式が県及び県が指定する機関・団体 (1,300 箇所) とありますが、送付は 2 種類のチラシを合わせての送付でしょうか。もしくはどちらかのチラシのみを指定箇所へ納品するのでしょうか。	チラシの納品については、約 1,250 箇所にケアラー本人向けのチラシ (計 35,000 部) を、約 50 箇所に事業者向けのチラシ (計 10,000 部) を納品いただくことを想定しています。 ※納品先によって納品部数は異なります。
13	仕様書 第4 委託業務の内容 2 啓発チラシ制作・送付業務 (1) チラシの制作	用紙の仕様は A4 サイズ、両面カラー、上質再生紙と記載がありますが、推奨する紙厚がありましたら教えてください。	紙厚については、四六判 90 kg 又は 110 kg を推奨します。